

令和 3 年

第 3 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第3回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年3月10日（水曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中21名出席

5 議事

- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第8号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第10号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 3 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。本日の総会は年度末の総会でありますのと農地の下限面積に関する協議案件がありますので農業委員さん・農地利用最適化推進委員全員出席を依頼し全員の出席があり、ありがとうございます。

さて、先般農業委員、農地利用最適化推進委員さんにご協力いただきました医療従事者への寄付金を 1 月 22 日に阿蘇医療センターへ寄付いたしましたことをご報告させていただきます。また、2 月の 17 日から 26 日にかけての農地パトロールは大変お世話になりました。

それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 8 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 33 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 14 件、第 4 条によるもの 3 件、第 5 条によるもの 1 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 7 件、利用権の設定 58 件、使用貸借権の設定 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 11 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、17 番委員、18 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 3 号の 33 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 33 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 3 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。続きまして、議案第 8 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 14 件、4 条 3 件、5 条 1 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 8 号農地法第 3 条による許可申請の 14 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 14 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、

面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

16番委員 順位13番の案件についてお尋ねします。賃借人について賃借人はどのような法人なのでしょうか、農業を行っている団体なのでしょうか。

また、3条での申請であります但賃借権となっておりますが、基盤強化法の利用権との違いはあるのですか。

事務局 賃借人は、環境の保全や地域文化の創造に努めることを目的とする非営利団体で、現在当市の山田の水掛の棚田を耕作している団体であり、経営面積も34,437㎡ありますので問題はないと考えます。基盤強化法と違いは、3条で賃借権を設定すると賃借期間が過ぎても自動更新となるため解約の手続きがない限り貸し借りが継続することとなります。この団体は、他の農地についても同様の契約となっております。

16番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条14件は決定します。

つづきまして、第4条3件、第5条1件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第8号農地法第4条による、転用許可申請の3件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位3番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の1件は、農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた11番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

11番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分1種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。植林事案については、事務局にて報告します。それでは、

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から西へ、約1.5kmのところになります。申請面積は921,92㎡で、現在、申請人が申請地において簡易宿泊施設を営んでいますが、宿泊施設まわりに車庫・駐車場及び芝生広場を計画したものです。農地区分は、北へ10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、市役所から北西へ、約650mのところになります。申請面積は881㎡で、社会福祉法人一実（いちじつ）会が運営しているりんどう保育園の老朽化した園舎の建て替えとして園舎の新築を計画するものです。既存の園舎を利用しつつ事業を行うことから今回の申請にいたしました。農地区分は、西へ10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地となります。なお、既存の園舎の一部で始末書が添付されております。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 植林への転用事案の現地の調査は事務局が行っております。事務局からの現地調査の報告をお願いいたします。

事務局 今回の植林への転用事案は事務局にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、すべての農地区分は農地の広がりがない10ヘクタール未満の第2種農地となっております。それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、市役所から北へ、約4.4kmのところになります。申請面積は2,352㎡で、田や畑を管理していくことが困難なので、植林を計画するものです。なお、申請地は、申請人の亡父が植林を行なったもので追認申請するものです。始末書が添付されております。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、波野支所から南西へ、約6kmのところになります。申請面積は1,408㎡で、原野として管理をしていくことが困難なので、植林を計画するものです

以上で現地調査の報告を終わります。なお事務局としましてはすべての案件について許可相当と判断しております。ご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

（発言なし）

議長 4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可

相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条3件、5条1件は決定します。

これで議案第8号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第9号所有権移転の7件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から7番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第9号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転7件は決定します。

議長 次に議案9号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第9号2番の利用権設定の58件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位58番までの、賃貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第9号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定58件は決定します。

議長 次に議案9号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第9号3番の使用貸借権設定の2件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から2番の、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第9号3番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので使用賃借権設定2件は決定します。

これで議案第9号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第10号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から11番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と18番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員6番委員と18番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の13番委員と21番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

順位7番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の3番委員と9番委員にお願いしたいと思います。

順位8番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の3番委員と9番委員にお願いしたいと思います。

順位9番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の14番委員と17番委員にお願いしたいと思います。

順位10番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の5番委員と17番委員にお願いしたいと思います。

順位11番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の5番委員と17番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案10号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案10号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第3回総会を閉会いたします。